

医療ガス設備保守点検仕様書

1 目的

本件は、井田病院の医療ガス設備を専門的見地から点検または測定等により、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等を未然に防止することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

4 委託業務の内容

受託者は、「診療の用に供するガス設備の保安管理について」（健政発第410、650号）の指針にしたがって、保守業務を行うものとする。また、医療ガス設備の安全性並びに機能を常時保持し、院内に安定した医療ガスの供給をするため、本業務において点検整備し、良好な状態を維持する。

5 受託者の条件

受注者は医療法第15条の3第2項、医療法施行規則第9条の13に定める基準を満たさなければならない。

6 点検業務について

点検整備は、設備機械器具の製造業者または、製造業者認定業者が行うこと。
保守部品は、製造業者の純正部品とする。

- (1) 業務は、設備機械器具の製造業者または、製造業者認定業者が定める要領に従い行うこと。
- (2) 上記の点検細目に定めがなくても、業務上必要なものについては誠意を持って点検すること。
- (3) 受注者は点検実施計画書を作成し、これを発注者に提出し、発注者の承諾を受けること。
- (4) 点検の結果、異常を発見した場合には、直ちに適切な処置を行い、障害発生を防止するとともに、発注者にその結果を報告すること。
- (5) 点検の結果、修理を要すると認めたときには、その都度遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。
- (6) 保守点検時に使用する消耗品は受注者の負担とする。
- (7) 点検により交換、更新が必要になった部品、製品は発注者の負担とする。
- (8) 以下に示す業務を履行することを証明する資格等の写しを提出すること。
ア 医療用ガス供給設備の保守点検業務の医療関連サービスマーク認定証書。
イ 各ガス供給装置に関する製造業者認定証書等（製造業者が業務を行わない場合）。
ウ 業務責任者の医療ガス保安管理技術者講習（3日間コース）の修了証。
エ 業務責任者の高圧ガス第1種販売主任者の免状。
オ 低圧電気取扱い特別教育修了者の修了証書。
カ 測定及び試験に必要な器具の校正証明書。
- (9) 緊急時の迅速な対応のため、当院へ約1時間で到着できる場所若しくは当院から半径30km以内に事業所を持ち、資格を持つ者が常勤し隨時対応できる体制を確保しておくものとする。
- (10) その他監督員責任者の指示による。

7 点検回数及び点検日

1年点検 1回

6ヶ月点検 1回

3ヶ月点検 2回

点検日は川崎市の担当者と協議のうえ決定するものとする。

8 報告書の提出及び記録

- (1) 業務内容の報告及び記録の様式を作成し、事前に発注者に提出し、発注者の承諾を受けること。
- (2) 業務内容の報告及び記録は業務終了後速やかに2部提出し、発注者の承諾を受け5年間保存すること。
- (3) 受注者は、発注者の求めがあった場合、発注者が開催する医療ガス安全・管理委員会（年1回15分程度開催）及び医療ガス安全講習会（年1回30分程度）に出席するものとする。また、必要に応じて良好な状態を維持するための改善提案を行うこと。
- (4) 報告及び記録の提出書類は、点検細目のとおりとする。

9 故障等緊急時の処置

故障の連絡を受けた場合は速やかに技術員を派遣し必要な措置を実施することとする。また、交換部品等の費用及び緊急時の対応費用は別途協議とする。

10 感染防止対策

業務遂行にあたり、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、作業を行うこと。また、万が一作業員が感染症等に感染した場合には、病院の指示に従い、当該作業員への措置及び他の者感染することが無いように感染対策を迅速に講ずること。
なお、これらの措置にかかる費用については、受注者の負担とする。

11 委託料の請求

委託料は、業務終了後、病院の指定する方法で遅滞なく請求するものとする。
なお、支払い回数は4回分割とする。

12 例年実施している当院の行政医療監視立入検査（書類審査含む）の際は、次の書類等を作成、提出するものとする。

(1) 医療関連サービスマーク認定証書

※認定を取得していない場合は、医療法施行規則第9条の13を満たすことを証する全ての書面。

(2) 医療機器修理業許可証

(3) 高度管理医療機器等販売業許可証

(4) 年間教育スケジュール（暦）

(5) 教育研修受講報告書

(6) 修了証書（所員 資格）

(7) 業務案内書

(8) 保守点検標準作業書

(9) 組織図

(10) メディガステスター関係校正証明書

(11) クランプテスター校正証明書

(12) 露点計校正証明書

(13) 音波式ベルト張力計校正証明書

(14) 作業員名簿

医療ガス保守設備一覧表（本館）

名 称	規格・仕様	数量	点検回数
【ガス供給装置】			
・予備酸素マニフォールド(MAh)	全自動切替型 2列28本	1台	年4回
・笑気マニフォールド(MAh)	全自動切替型 2列8本	1台	年4回
・窒素マニフォールド(MANh)	全自動切替型 2列16本	1台	年4回
・非常用空気マニフォールド(E-LGRh)	緊急用大流量4本	1台	年4回
・高圧バルブ		6個	年4回
・逆止弁		56個	年4回
・連結導管		56本	年4回
【空気供給装置】			
・スクロールコンプレッサー	7.5KW(3.7KW×2)	2式	年4回
・吸込口フィルタエレメント	※交換	1個	年1回
・水冷式アフタークーラー	HAW7-X97	2台	年4回
・空気タンク	1,240L	1基	年4回
・空域除湿装置	E900D	1式	年4回
・圧力スイッチャユニット		1式	年4回
・給水ユニット		2式	年4回
【吸引供給装置（感染用）】			
・油回転式真空ポンプ	0.9KW	2台	年4回
・オイル（1.4L/台）	※交換	2台	年1回
・オイルフィルター	※交換	1個	年1回
・吸引タンク及び付属機器	600L	1基	年4回
・吸引フィルター	MV025EBV	2台	年4回
【吸引供給装置】			
・油回転式真空ポンプ	7.5KW	2台	年4回
・オイル（6.5L/台）	※交換	2台	年1回
・オイルフィルター	※交換	1個	年1回
・吸引タンク	1,000L	2基	年4回
・圧力スイッチャユニット		1式	年4回
・吸引フィルター	MV055JBV	2台	年4回
【非治療用空気減圧】			
非治療用空気減圧		2台	年4回

名 称	規格・仕様	数量	点検回数
【制御盤・警報盤・センサユニット】			
・空気制御盤	SCAL 型 7.5KW 用	1 面	年 4 回
・吸引制御盤 (油回転式)	PCO 型 SE-550 7.5KW 用	1 面	年 4 回
・吸引制御盤 (油回転式)	0.9KW 用 (感染用)	1 面	年 4 回
・C E センサユニット	MM II 型	1 面	年 4 回
・空気センサユニット	MM II 型	1 面	年 4 回
・吸引センサユニット	MM II 型 (吸引、感染吸引用)	2 面	年 4 回
・A L 用信号変換ユニット	MM II 型	1 面	年 4 回
・エリア遠隔監視モニター S	4 口 MM III 型	1 面	年 4 回
・供給元監視モニター L	11 口 MM III 型	1 面	年 4 回
・エリアモニター S	3 口 MM II 型	4 面	年 4 回
・エリアモニター L	6 口 MM II 型	1 面	年 4 回
・エリアモニター L	7 口 MM II 型	1 面	年 4 回
【シャットオフバルブ】			
・メインシャットオフバルブ	0:2, N:1, A:1, V:1, N2:1	6 個	年 4 回
・区域表示タイプ	0:22, N:1, A:12, LA:3	38 個	年 4 回
・区域表示・緊急導入口付タイプ	0:6, N:2, A:6, N2:2, LA:2	18 個	年 4 回
【アウトレット】			
・保守点検用アウトレット (露出型 CPS)	0:1, N:1, A:1, V:3, N2:1	6 個	年 4 回
・壁付アウトレット (埋込み露出 N S V)	0:562, N:7, A:84, V:539	1192 個	年 4 回
・天吊型アウトレット	0:8, A:2, V:6	16 個	年 4 回
・リール式アウトレット	0:1, V:1	2 個	年 4 回
・ペンドントアウトレットバルブ	0:10, V:5, A:10, V:6	31 個	年 4 回
・高圧窒素アウトレット		9 個	年 4 回
・フローコントロールユニット	余剰ガス回収	7 個	年 4 回

医療ガス保守設備一覧表（別館）

名 称	規格・仕様	数量	点検回数
【吸引供給装置】			
・吸引ポンプ	1.5KW	2台	年4回
・吸引タンク及び付属機器	500L	1基	年4回
【制御盤・警報盤】			
・吸引制御盤	1.5KW用	1面	年4回
・医療ガス警報盤		1面	年4回
【シャットオフバルブ】			
・シャットオフバルブ		2個	年4回
【アウトレット】			
・アウトレット	0:28, V28	56個	年4回